

第 11 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

令和4年3月10日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 11 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

令和4年3月10日(木曜日)

午前9時58分開議
 午前11時7分休憩
 午前11時11分開議
 午前11時48分休憩
 午前11時51分開議
 午後0時1分閉会

委員 岩下 栄一
 委員 溝口 幸治
 委員 高野 洋介
 委員 松野 明美
 委員 島田 稔

欠席委員(なし)

議長 小早川 宗弘

委員外議員(なし)

本日の会議に付した事件

- 議案第40号 令和4年度熊本県一般会計予算
- 議案第43号 令和4年度熊本県収入証紙特別会計予算
- 議案第50号 令和4年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算
- 議案第53号 令和4年度熊本県公債管理特別会計予算
- 議案第60号 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第61号 熊本県職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第62号 熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第63号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第64号 熊本県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第76号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第80号 令和3年度熊本県一般会計補正予算(第19号)

説明のため出席した者

知事公室

公室長 小牧 裕明
 政策審議監 倉 光 麻里子
 危機管理監 岡 村 郷 司
 政策調整監 天 野 誠 史
 秘書グループ課長 野 中 眞 治
 広報グループ課長 櫛 本 麻 理
 くまモングループ課長 浦 田 美 紀
 危機管理防災課長 柴 田 英 伸

総務部

部長 白 石 伸 一
 理事兼県央広域本部長
 兼市町村・税務局長 村 上 徹
 政策審議監 千 田 真 寿
 総務私学局長 緒 方 克 治
 首席審議員兼人事課長 城 内 智 昭
 首席審議員兼財政課長 梅 川 日出樹
 県政情報文書課長 鋤 本 亮 太
 総務厚生課長 中 川 浩 徳
 財産経営課長 永 松 浩 史
 私学振興課長 橋 本 誠 也
 市町村課長
 兼県央広域本部総務部長 坂 野 定 則
 消防保安課長 佐 崎 一 晴
 税務課長 久保田 健 二

出席委員(7人)

委員長 緒 方 勇 二
 副委員長 西 山 宗 孝

企画振興部

部長 高 橋 太 朗
 理事

(球磨川流域復興担当)

兼球磨川流域復興局長 水谷 孝司
 政策審議監

兼地域・文化振興局長 厚地 昭仁
 交通政策・情報局長 小金丸 健
 土木技術審議監 亀崎 直隆
 情報政策審議監 島田 政次
 企画課長 津川 知博
 統計調査課長 馬場 一也
 首席審議員
 兼地域振興課長

兼県央広域本部振興部長 小川 剛史
 文化企画・
 世界遺産推進課長 沖 圭一郎
 交通政策課長 清田 克弘
 情報政策課長 臼井 洋介
 政策監 福原 彰宏
 政策監 有働 人志

出納局

会計管理者兼出納局長 手島 和生
 首席審議員兼会計課長 永江 昌二
 管理調達課長 枝國 智一

人事委員会事務局

局長 青木 政俊
 公務員課長 工藤 真裕

監査委員事務局

局長 西浦 一義
 首席審議員兼監査監 伊津野 裕昭

議会事務局

局長 手島 伸介
 次長兼総務課長 横尾 徹也
 議事課長 村田 竜二
 政務調査課長 板橋 麻里

事務局職員出席者

議事課課長補佐 松本 淳一
 政務調査課主幹 西村 哲治

午前9時58分開議

○緒方勇二委員長 それでは、ただいまか

ら、第11回総務常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に3名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、3密を防ぐため、次第に記載のとおり、執行部を前半と後半の2つのグループに分けて、それぞれのグループごとに執行部の説明及び質疑を行い、全ての質疑が終了した後に採決を行いますので、よろしく願います。

また、委員会は、インターネット中継が行われますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

最初に、知事公室及び総務部の議案について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま、簡潔に願います。

まず、総務部長から総括説明をお願いいたします。

白石総務部長。

○白石総務部長 議案の説明に先立ちまして、一言おわびを申し上げます。

去る2月28日に、天草広域本部の職員が公然わいせつ罪の容疑で逮捕されました。このことは、県民の皆様の信頼を裏切るものでありまして、心からおわびを申し上げます。

現在、事実関係等を確認しておりまして、今後厳正に対処してまいり所存でございます。また、改めて、職員一人一人に対して、法令遵守の意識を徹底させ、県民の皆様の信頼回復に努めてまいりたいと思います。

それでは、今回提案しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、令和3年度2月補正予算(追加提案分)につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応に係る予算としまして、81億円余を計上しております。

次に、令和4年度当初予算につきましては、熊本地震、令和2年7月豪雨災害からの創造的復興、新型コロナウイルス感染症への対応に係る予算のほか、将来の熊本の発展に向けた地方創生に係る予算など、総額9,030億円余を計上しております。

このほか、条例改正などにつきましても、併せて御提案申し上げます。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また、予算の詳細な内容及び条例等議案につきましては各課長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○緒方勇二委員長 次に、財政課長から当初予算の概要等について説明をお願いします。

○梅川財政課長 財政課でございます。

まず、追加提案分の説明資料の1ページをお願いいたします。

3月8日に追加提案させていただきました令和3年度2月補正予算追加提案分の概要でございます。

この予算は、議案第80号といたしまして、新型コロナウイルス感染症への対応に係る予算を計上しております。

内容は、(1)感染症の拡大防止として、高齢者施設等におけるクラスター発生防止対策事業14億6,600万円、学校におけるクラスター発生防止対策事業1億8,300万円でございます。

次に、(2)県民生活、県経済への影響の最小化として、営業時間短縮要請協力金事業59

億9,800万円でございます。

次に、(3)地域経済や県民生活の回復として、飲食店認証取得促進事業5億5,300万円でございます。

追加提案分は、81億9,900万円の増額補正であり、先日議決いただきました2月補正予算の冒頭提案分を含めまして、補正後の予算規模は、1兆983億円となります。

参考としまして、新型コロナウイルス感染症への対応に係る予算の累計額を記載しております。

2ページをお願いします。

2ページと3ページが歳入予算の内訳でございます。

9、国庫支出金、14、諸収入のほか、今回の補正で必要な一般財源については、12、繰入金として、県債管理基金からの繰入金を活用しております。

また、4ページと5ページが歳出予算の内訳で、一番右側の説明欄に主な事業を記載しております。

以上が2月補正予算追加提案分の概要でございます。

資料変わりました、令和4年度当初予算の説明資料をお願いいたします。

1ページをお願いします。

令和4年度当初予算の概要でございます。

まず、予算編成の基本的な考え方についてですが、令和4年度当初予算は、熊本地震と豪雨災害からの創造的復興や新型コロナウイルス感染症への対応を最優先とする中で、半導体産業のさらなる集積やDX、移住、定住など、将来の熊本の発展に向けた予算として編成しております。

当初予算の規模は、9,030億円で、前年度比で379億円の増となっております。

下に、平成20年度以降の当初予算の規模を記載しておりますが、当初予算としては、県政史上最大の規模でございます。

2ページをお願いします。

当初予算の特色として、1、令和2年7月豪雨からの創造的復興に係る予算として338億円、2、新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応に係る予算として1,116億円、3、熊本地震からの創造的復興として224億円、4、将来に向けた地方創生の取組として157億円を計上しております。

下に、参考としまして、熊本地震及び令和2年7月豪雨に係る予算の累計額やその内訳を記載しております。

3ページから4ページにかけて、一般会計のほか、特別会計及び企業会計の内訳を記載しております。

こちらについては、それぞれ所管の常任委員会で御審議いただきます。

5ページと6ページが歳入予算の内訳でございます。

主に、1、県税や9、国庫支出金の増が大きくなっている一方で、15、県債は、地方財政計画における臨時財政対策債の減を踏まえまして、本県においても大きく減少しております。

また、7ページと8ページが歳出予算の内訳でございます。

一番右側の説明欄に主な事業を記載しております。

令和4年度当初予算の概要は以上でございます。

○緒方勇二委員長 引き続き、担当課長からの説明に入りますが、まず、人事課長に各課共通の職員給与費について説明を求めた後、担当課長から、職員給与費以外の項目について、資料に従い順次説明をお願いします。

○城内人事課長 人事課でございます。

18ページをお願いいたします。

当初予算の職員給与費につきまして、一括して人事課の例で御説明いたします。

表の上段、一般管理費、説明欄(1)①の職

員給与費でございますが、令和4年度における人事課の職員給与費としまして、3億4,500万円余を計上しております。これは、今年1月1日現在の人事課の職員の給与から積算したものでございます。

各課の職員給与費につきましても、人事課と同様の方法で積算し、計上しておりますので、各課からの説明は省略させていただきます。

職員給与費につきましては以上です。

○緒方勇二委員長 引き続き、担当課長から議案について説明をお願いします。

○天野政策調整監 知事公室付でございます。

資料10ページをお願いいたします。

3段目の計画調査費でございます。

右側の説明欄を御覧ください。

内訳につきましては、県政の総合調整に要する経費及び知事の特命事項や県政の重要課題等への対応に要する経費でございます。

知事公室付は以上でございます。

○野中秘書グループ課長 秘書グループでございます。

資料の11ページをお願いいたします。

一般管理費でございます。

右側の説明欄を御覧ください。

2の庁費でございます。

内訳につきましては、二役の活動費を含む秘書グループの運営経費、副知事秘書事務委託に要する経費並びに熊本地震犠牲者追悼式及び令和2年7月豪雨犠牲者追悼式の開催に係る経費でございます。

秘書グループは以上です。

○樺本広報グループ課長 広報グループでございます。

12ページをお願いいたします。

2段目の広報費でございます。

右側説明欄を御覧ください。

まず、1の広報事業費の通常分でございますが、新聞、広報紙、テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用して県の重要な施策等を周知するもの及び首都圏をはじめとした県外に向けて熊本をPRするもの並びに新型コロナウイルス関連の広報を行うものでございます。

また、地震対策分は、地震からの復旧、復興につなぐ広報を行うものです。

次に、2の広聴事業費ですけれども、県民の皆様の県政に関する御意見や御提言を県政に反映させていく広聴活動を行うものでございます。

最後に、3の広報諸費でございますが、県庁の総合案内業務及び広報グループの運営を行うものでございます。

広報グループは以上です。

○浦田くまモングループ課長 くまモングループでございます。

資料13ページをお願いいたします。

上段、計画調査費でございます。

(1)くまモンのイラスト利用許諾業務の外部委託経費及び(2)プロモーション経費等を計上しております。

続きまして、下段、商業総務費の右側説明欄ですが、(2)のくまモン隊の管理運営に要する経費等を計上しております。

(6)は、新規事業として、くまモンランド化の推進に要する経費を計上しております。

最下段の3、くまモン活躍基金積立金は、条例に基づいた基金への積立金でございます。

くまモングループは以上です。

○柴田危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

14ページをお願いいたします。

上段の一般管理費でございます。

右側の説明欄を御覧ください。

2、危機管理対策費は、各種の危機管理対応に要する経費でございます。

次に、下段の防災総務費でございます。

右側の説明欄を御覧ください。

2、防災対策費につきまして、(1)防災対策事業は、防災会議の開催、総合防災訓練の実施等に要する経費です。

(2)地域防災力強化事業は、自主防災組織を担う人材の育成や組織間の連携強化に要する経費です。

(4)防災・震度情報システム管理費は、県の防災情報共有システムなど、各種防災情報システムの維持管理等に要する経費でございます。

(6)九州広域防災拠点強化整備事業は、大規模災害時に被災者支援を迅速に行うための体制整備に要する経費でございます。

(7)自助力強化推進事業は、災害時における県民の避難意識の醸成や早めの避難行動の実践を促すためのマイタイムラインの普及に要する経費でございます。

15ページをお願いいたします。

(9)実践的地域防災力強化事業は、自主防災組織や地域防災リーダーに対する実践的研修会の開催及び防災訓練の実施等に要する経費でございます。

(10)令和2年7月豪雨デジタルアーカイブ事業、(11)熊本地震デジタルアーカイブ事業は、令和2年7月豪雨等の教訓を共有し、防災体制の強化を図るための資料収集、整理、保存に要する経費でございます。

(12)防災センター整備事業は、現在整備中の防災センターの情報通信整備等の整備に要する経費でございます。

(13)防災センター震災等ミュージアム整備事業は、新防災センター1階に設置する震災等ミュージアムの整備に要する経費でございます。

16ページをお願いします。

説明欄をお願いします。

3、無線管理費は、防災行政無線の維持管理及び地域衛星通信ネットワークの分担金でございます。

4、防災・行政情報通信ネットワーク整備事業は、防災用通信インフラの強化等に要する経費でございます。

5、防災情報システム整備事業費は、防災対応に係るSNSを活用した情報収集に要する経費でございます。

危機管理防災課は以上です。

○城内人事課長 人事課でございます。

18ページをお願いいたします。

表の上段、一般管理費でございます。

(1)②の災害派遣手当につきましては、7月豪雨災害による他県等からの自治法派遣職員へ支給する災害派遣手当を、また、(2)の時間外勤務手当等につきましては、年度途中の災害等により業務量が増加したときに備えまして、時間外勤務手当を、共に人事課で知事部局分を一括して計上しているものでございます。

次に、下段の人事管理費でございます。

2の人事管理費でございますが、(2)人事課運営経費、(5)の障がい者チャレンジ雇用事業等を計上しております。

3の退職手当につきましては、知事部局職員の退職手当所要見込額を計上しております。

表の一番下の課計におきまして、前年度と比較して7億9,700万円余の増額となっておりますが、これは知事部局職員の定年退職者の増加等に伴う退職手当の増額が主な理由でございます。

人事課は以上です。

○梅川財政課長 財政課でございます。

19ページをお願いいたします。

1段目の一般管理費ですが、説明欄2の庁費は、知事部局職員の赴任旅費等でございます。

2段目の財政管理費ですが、説明欄2から6の各積立金は、基金に運用利息等を積み立てるものでございます。

20ページ、1段目の元金から3段目の公債諸費にかけまして、県債の元金や利子の償還並びに県債発行に要する手数料等の年間所要額を計上しております。

21ページをお願いいたします。

公債管理特別会計でございます。

この特別会計は、市場公募債などの県債につきまして、その発行と償還等の経理を一般会計と区別するために設けているものでございます。

1段目の元金から3段目の公債諸費にかけまして、借換債等に係る償還元金、利子や県債発行に要する手数料等の経費等を計上しております。

22ページの債務負担行為の設定についてですが、これは、市場公募債のうち共同発行債につきまして、発行に参画する37の地方自治体で連帯して債務を負う必要がございますので、その連帯債務でございます。

財政課は以上です。

○鉾本県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

23ページをお願いします。

2段目の文書費ですが、当課が所管しております文書管理、情報公開や公益法人制度の推進、県公報の発行等の事務費でございます。

次に、3段目の諸費ですが、首都圏の大学に通学する本県出身の学生が利用しております有斐学舎に対する助成に要する経費でございます。

次に、24ページの大学費ですが、熊本県立大学の業務の財源に充てるための運営費交付

金のほか、低所得者世帯の学生に対する授業料等の減免に係る交付金等でございます。

県政情報文書課は以上です。

○中川総務厚生課長 総務厚生課でございます。

25ページをお願いします。

中段の人事管理費を御覧ください。

右側説明欄1の人事管理費は、通勤手当や旅費等、総務事務の集中化運営のための人件費やシステムの保守管理に要する経費でございます。

2の職員福利厚生費は、職員の定期健康診断や職員住宅の維持管理等、福利厚生に要する経費でございます。

3は、職員に対する児童手当の支給に要する経費でございます。

総務厚生課は以上でございます。

○永松財産経営課長 財産経営課でございます。

26ページをお願いします。

1の財産管理費のうち(2)の市町村交付金は、職員住宅など県有の貸付財産が所在する市町村への固定資産税に代わる交付金です。

2の普通財産管理処分費は、処分の前提となる土地の鑑定等を行う費用を計上しております。

3の庁舎等管理費は、県庁舎や地域振興局等の庁舎管理や設備改修等に要する経費です。

27ページをお願いします。

4の財産利活用推進費のうち、通常分(1)は、県有施設の効率的運用、長寿命化及び売却等に係る調査検討に要する経費です。

FM推進県有施設集約化事業のうち、地震対応分及び下段の県庁舎等施設災害復旧費は、現在建設中の合築庁舎に要する経費です。

なお、工事期間は、来年3月15日までとな

っております。

28ページをお願いします。

債務負担行為の設定です。

県庁舎空調設備改修事業ほか2事業は、いずれも令和4年度から2か年で実施するため、設定をお願いするものでございます。

最後に御報告ですが、現在建設中の新庁舎は、これまで県央広域本部防災センター合築庁舎(仮称)と称しておりましたが、九州全体の広域防災拠点の機能を有することや県民の方に庁舎の機能を分かりやすく示す趣旨から、完成後の名称を防災センターに決定しました。今後、庁舎内の案内表示等の書換えを行うとともに、周知にも努めていくこととしております。

財産経営課は以上です。

○橋本私学振興課長 私学振興課でございます。

29ページをお願いします。

下段の私学振興費についてでございますが、右側説明欄の4、私学振興助成費に主な事業を記載しております。

(1)から(3)の事業は、私立学校の運営や生徒の授業料等への支援を行うものです。

(4)熊本時習館構想関連事業は、高校生の海外進学チャレンジの推進や私学の創意工夫ある取組を支援するものです。

下の(6)高等教育修学支援事業は、専門学校生徒の、(7)の私立中学校授業料減免補助は、私立中学校生徒のそれぞれ低所得世帯の生徒の授業料減免を行うものです。

地震対応分、7月豪雨分の(8)、(9)の事業は、被災生徒の授業料や通学に要する費用を助成するものです。

私学振興課は以上です。

○坂野市町村課長 市町村課でございます。

31ページをお願いいたします。

1段目の地域振興局費でございます。

右側の説明欄をお願いいたします。

(2) 広域本部・地域振興局政策調整事業は、地域が抱える課題の解決に向けて、広域本部、地域振興局が地域の実情に応じて取り組む事業でございます。

次に、4段目の自治振興費でございます。

(1) 自治振興支援費は、市町村の行財政運営の支援、助言等に係る経費及び県から市町村への権限移譲に伴う交付金等でございます。

(2) 市町村自治宝くじ交付金は、宝くじ収益金を公益財団法人熊本県市町村振興協会に交付するものでございます。

32ページの(9)市町村行政体制維持・強化支援交付金は、今回新規に計上しているものでございます。人口減少が進む中で、市町村が持続可能な形で行政サービスを提供できるよう、行政のデジタル化や広域連携などに取り組む市町村を支援するものでございます。

(10) 平成28年熊本地震復興基金交付金は、熊本地震からの復旧、復興に取り組む市町村に対する交付金でございます。

33ページをお願いいたします。

説明欄の(12)新型コロナウイルス感染症対応総合交付金は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等に取り組む市町村に対する交付金でございます。

4段目の参議院議員選挙費は、7月に任期満了を迎える参議院議員の通常選挙に要する経費でございます。

5段目の県議会議員選挙費は、令和5年4月に任期満了を迎える県議会議員の選挙執行経費のうち、告示日までの準備に必要な経費を計上するものでございます。

34ページの下段をお願いいたします。

市町村振興資金貸付事業特別会計についてでございます。

これは、市町村が行う施設整備事業または災害復旧のための貸付事業に対する貸付金でございます。

市町村課の説明は以上でございます。

○佐崎消防保安課長 消防保安課でございます。

35ページをお願いします。

上段の防災総務費につきまして、説明欄2の防災対策費は、防災消防ヘリの運航管理等に要する経費でございます。

下段の消防指導費について、説明欄2の(4)消防体制強化推進事業は、消防体制の強化推進や消防団の充実強化等に要する経費でございます。

4の(2)消防学校施設整備事業は、耐震不足の訓練塔の建て替えに要する経費や校舎及び寄宿舍整備のための基本構想、基本計画の策定に要する経費でございます。

36ページをお願いいたします。

火薬ガス等取締費ですが、右側説明欄の3の高圧ガス製造事業者等の許認可等に要する経費や4の電気工事士の免状交付事務の委託費等でございます。

37ページをお願いします。

債務負担行為の設定でございます。

消防学校施設整備事業について、訓練塔の整備が令和5年度までかかりますので、債務負担行為の設定をお願いしております。

消防保安課は以上です。

○久保田税務課長 税務課でございます。

資料38ページをお願いいたします。

税務総務費ですが、右側説明欄の3、納税奨励費は、軽油引取税の特別徴収義務者に対し、特別徴収した税額の2.5%を交付する交付金等でございます。

6、県税事務オンラインシステム維持管理費は、県税システムの運用や令和5年1月稼働を目標に開発している新県税システムの開発費等でございます。

39ページをお願いいたします。

1段目の賦課徴収費ですが、右側説明欄の

2、公金取扱費は、個人県民税の賦課徴収を行っている市町村や地方消費税の賦課徴収を行っている国に対して支払う徴収取扱費でございます。

2段目のゴルフ場利用税交付金から、次のページ、40ページの最下段、法人事業税交付金までは、県に納付されました税収を基に、市町村への交付や他の都道府県との精算を行うものでございます。

税務課からは以上でございます。

○城内人事課長 人事課でございます。

引き続き、条例案等について御説明いたします。

別冊となっております総務常任委員会説明資料条例等関係、A4縦の資料をお願いいたします。

1ページ、第60号議案、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

5ページの条例案の概要で説明をさせていただきます。

1の条例改正の趣旨ですが、昨年10月の人事委員会勧告等に基づき、一般職及び県議会議員の先生方や知事など、特別職の職員の期末手当の改定などを行うものでございます。

2の改正する条例ですが、今回、(1)から(7)まで、関係する条例7本を一括して改正いたします。

3の主な改正内容ですが、1点目が、(1)の期末手当の支給月数の改定でございます。

アの令和3年度の表を御覧ください。

人事委員会勧告等を踏まえ、一般職は、年間0.15月引き下げて2.4月とし、特別職は、年間0.1月引き下げて3.25月とし、再任用職員は、年間0.1月引き下げて1.35月とするものでございます。

ただし、この表に掲げる令和3年度分の改定につきましては、国家公務員の取扱いに準じ、令和3年度の引下げに相当する額を、次

のイの表に掲げる令和4年6月に支給する期末手当から減額することで調整を行うことといたします。

次に、2点目が(2)の獣医師に支給される初任給調整手当の上限額の引上げでございます。

これは、獣医師の人材確保のために支給している手当ですが、昨年10月の人事委員会勧告を踏まえまして、全国の支給団体の状況なども考慮の上、条例に規定する上限額について、現行の一月当たり3万500円を4万5,000円に引き上げるものでございます。

4の施行期日ですが、(1)の期末手当の改定につきましては、公布の日から、(2)の初任給調整手当の引上げにつきましては、令和4年4月1日から施行することとしております。

続きまして、6ページでございます。

第61号議案、熊本県職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

7ページの条例案の概要で御説明いたします。

1、条例改正の趣旨ですが、職員等の服務の宣誓に係る実施方法の見直しに伴い、関係規定を整備するものでございます。

2の主な改正内容ですが、新たに職員等となった者が職務に就く前に行う服務の宣誓につきまして、任命権者等の面前における署名を不要とするものでございます。

熊本県職員、熊本県公安委員会委員及び熊本県警察の職員について、同様の見直しを行うため、(1)から(3)までの3条例を改正いたします。

3の施行期日につきましては、公布の日からとしております。

続きまして、8ページでございます。

熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

9ページの条例案の概要で説明をさせていただきます。

1の条例改正の趣旨ですが、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、関係規定を整備するものでございます。

2の主な改正内容につきまして、まず(1)でございますが、非常勤職員について、育児休業等の取得要件のうち、在職期間が1年以上の要件を廃止するものでございます。

次に、(2)でございますが、職員またはその配偶者の妊娠等の申出があった場合における育児休業に関する制度の周知や意向確認の実施など、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等について定めるものでございます。

3の施行期日につきましては、国家公務員に係る同様の措置の施行予定日と同日の令和4年4月1日からの施行としております。

最後に、少し飛びまして、23ページでございます。

第76号議案、包括外部監査契約の締結についてでございます。

24ページの概要で説明をさせていただきます。

(1)ですが、地方自治法に規定する包括外部監査として、監査の実施報告等を契約の内容とするものでございます。

(2)の契約の期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日まで、(3)の契約の相手方につきましては、公認会計士の本吉幸雄氏を予定しております。

人事課からは以上です。

○梅川財政課長 財政課でございます。

資料10ページをお願いいたします。

議案第63号、熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

18ページの条例案の概要で説明させていただきます。

1の条例改正の趣旨ですが、法律や政令の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備するものでございます。

次に、2の主な改正内容です。

(1)の新たに設ける手数料は、アが、道路交通法の一部改正に伴う75歳以上で一定の違反歴のある方に対する免許更新時の運転技能検査手数料や運送、旅客業界の深刻な人手不足等を受けた第二種免許の受験資格の見直しに伴う講習受講手数料、イは、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の制定に伴う建築基準法によらない特例的な畜舎等の建設を可能とする新たな認定制度に係る審査等手数料、ウは、介護支援専門員に係る試験手数料及び介護支援専門員または主任介護専門員に係る研修手数料、エは、試験項目の見直しに伴う産業技術センターの分析等手数料でございます。

(2)手数料の額を改定するものは、アが、道路交通法の一部改正に伴う認知機能検査や講習等に係る手数料、19ページのイは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う行政書士など各種資格試験等に係る手数料、ウは、事務の実態や他県との均衡を考慮した調理師試験に係る手数料、エは、定期的な金額見直しを踏まえた産業技術センターや農業技術センターの分析試験等手数料でございます。

(3)手数料を廃止するものは、木竹試験に係る産業技術センターの分析等手数料でございます。

このほか、(4)から20ページの(6)までは、職業能力開発促進法施行令の規定に基づく技能検定試験手数料の軽減対象者の見直しや規定の整備を行うものでございます。

次に、3、施行期日でございます。

道路交通法の一部改正に係るものについては、令和4年5月13日、それ以外のものは、令和4年4月1日としております。

最後に、4のその他ですが、施行期日前の

申請に対する手数料は、改正前の額とする所要の経過措置を定めるほか、今回の手数料条例の改正に合わせて、熊本県収入証紙条例の関係規定を整理するものでございます。

財政課は以上です。

○坂野市町村課長 市町村課でございます。

21ページをお願いいたします。

第64号議案、熊本県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

22ページの条例案の概要で説明をさせていただきます。

1の条例改正の趣旨でございますが、国の固定資産税に係る算定事務の見直しを踏まえ、関係規定を整備するものでございます。

2の主な改正内容は、熊本県固定資産評価審議会委員の任期を2年から3年に改めるものでございます。

3の施行期日については、公布の日から施行することとしております。

説明は以上でございます。

○緒方勇二委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。

○溝口幸治委員 12ページ、広報グループ。

広報事業費の5番目のやさしいくまもとまちづくりということで、これは視覚とか聴覚障害者等への広報経費ということで、県は手話通訳も含めて早くから取り組んでいるというふうに思いますが、この予算は、昨年の予算と比べてまずどうなのかというのを聞き

たいと思います。

○樺本広報グループ課長 やさしいくまもとまちづくり広報事業費は、令和3年度と同額でございます。644万4,000円余ということでございます。

○溝口幸治委員 じゃあ、これからになるのかもしれませんが、今後、定例県議会で熊本県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例、いわゆる手話言語条例と我々がずっと言ってきたやつで、障害をお持ちの方々、視覚、聴覚の方々から手話を言語として認めてほしいということで様々に要望があって、ここ数年、我々自民党の議員でもそうですが、ずっと議論を重ねてきて、ようやくこの条例制定にまでこぎ着けたわけですが、手話だけではなくて、障害の特性に応じた意思疎通手段をとということなので、この条例ができるということは本当に画期的なことだろうと思います。

条例ができたときに、一番分かりやすく、条例ができたからこう変わったんだということが現れるのが、ひょっとしたらこの広報グループのところのやさしいくまもとまちづくりの広報事業なのかなという点を感じていますので、もちろんそれぞれの部局の、例えば農政の分野だったら農政の分野の広報活動にもそういう視点が入ってくるんですが、一番広報という点では広報グループがたけているので、そういう思想がきちっと各部に伝わって、もちろんこの予算も拡充が—この条例ができた後にまたそういう議論になっていくのか、財政措置もちゃんとやられて、各部各課がそういう視点を持ってやっていく、そういう体制が必要だというふうに思いますので、その点に対しての課長の意気込みとか、考え方というのをお聞かせいただきたいと思います。

○櫛本広報グループ課長 特に、手話通訳さんについては、非常に私どもも、毎回毎回御意見を伺いながら改善を図っているというのが現状でございます。

私も、詳細というのは、手話については勉強が不足しており、分かっておりませんけれども、いろいろなくせが出る部門でもあるというふうに伺っております。県政テレビの字幕で手話を入れさせていただいたり、御存じのように、定例記者会見、臨時記者会見等での手話通訳というのも入れさせていただいているんですけれども、今回の条例の変更に伴って大きくすぐに変えるということではございませんが、手話通訳を入れるたびに、今回は分かりやすかった、分かりにくかったというような御意見を、手話をいつもお使いになっている方々から担当班のほうでいつもお話を伺うようにしております。

ですから、我々の手話の活用については、そういったことで改善を図っているというのが、まずそれを固めていくというのが一步一步大事なことなのかなという認識でございます。

そこを大切にしながら、さらに御意見を引き続き密に伺うことによって改善点を入手し、また、全庁的にもそこを取り入れるところが具体的に見えましたら、そこは御提案するなど、つないでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○溝口幸治委員 ありがとうございます。

まあ、手話は当然ですが、点字とか要点筆記とかというのもここに入るわけなので、広報の在り方というのももう一回、本当に文字どおりやさしくまもとまちづくりに資するかという点を十分押さえていただいて、各部各課と連携して、条例ができたからまたさらに熊本県の広報活動がこう変わったと言える実感を持ってもらえるような取組をぜひ願

いしておきたいというふうに思います。

続けていいですか。

32ページ、市町村行政体制維持・強化支援交付金ということで、ここに書いてあるとおり、地方行政のデジタル化の推進や市町村間の広域連携等の支援に係る市町村に対する交付金ということで、デジタルの推進は恐らく人を送ったりという作業になってくるんだと思いますが、この後段の市町村間の広域連携等というのはどういうところをイメージしてあるのか。広域連携、先進的に取り組んでいるところとか、今年度さらに充実させていこうというところがあるのかなと——新規事業ですから、そういうところがあるのかなというふうに推察いたしますが、内容について教えていただきたいと思います。

○坂野市町村課長 市町村課でございます。

市町村行政体制維持・強化支援交付金についてでございますが、すみません、これは少し背景といたしますか、趣旨を御説明させていただきます。

これにつきましては、実は令和2年6月に出されました国の第32次地方制度調査会答申というのがございます。この内容といたすのが、2040年頃にかけて人口減少ですとか少子高齢化が進んで、地域の担い手、支え手が減っていくと。一方で、道路、水道、各種施設等のインフラが大量更新を迎えると、そういう状況の中で、答申の中では、市町村においては、これを見越して市町村の行政サービスが引き続き継続して提供できるように、課題解決に向けてしっかりと長期的な視点で取り組んでいくべきだというふうな答申が出されているところでございます。

特に、これについては、市町村の行政需要あるいはインフラの経営資源について、変化の見通し、こういうふうに変っていくというふうなものを作成していくことが重要だというふうに言われております。これは、答申

の中では地域の未来予測というふうと呼んでおりますけれども、こういったものをしっかりつくっていくべきだと言われております。

市町村課のほうでも、この未来予測をしっかりと市町村のほうにつくっていただきたいというふうなところで、今お話をしているところでございます。

この未来予測に従って、地域のデジタル化あるいは自助、共助、公助、地域との連携、それから市町村間の連携などに取り組むことが重要だということで、今回交付金を出しているところでございます。

現時点で具体の広域連携の地域を念頭に置いて交付金をつくっているというよりも、むしろそういった検討が進むようにということで、交付金を今回計上させていただいたところでございます。

説明は以上でございます。

○溝口幸治委員 つまり、熊本県全体で人口流出を食い止めていくとか、移住、定住を図っていくとかという考え方が根底にあるんだと思います。

私、代表質問の本会議でも触れましたけれども、球磨川流域の豪雨災害を受けて、それぞれの市町村で人口流出を防ぐという取組を否定するつもりはありませんが、流域全体でその課題に対応していく、いわゆる流域が一つの自治体という発想を持って取り組んでいくことが非常に大事だと思いますが、私のこの考えと今御説明いただいた考え方は合っていると思うんですけれども、県の施策の中で、この後入ってくる復興局のその市町村間、市町村に限って、そこに移動したら補助を出すとかという今度の住まいの安全確保事業とか、こういった考え方に陥らないようにですね、やっぱり、熊本県全体で取り組んでいく、あるいはほかの市町村と協力して人口流出を防いでいくとかという発想を持たないと、市町村を応援することは大事なんだけれど、

そこに住んでいる人たちは、やっぱりその枠を超えて、経済圏だったりとか文化圏だったりというのは超えますので、そういったところをしっかりと押さえながらやっていく取組になればなというふうに思っていますので、その辺りも含めて、たくさんの市町村が手を挙げることを期待しておきます。

私からは以上です。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○岩下栄一委員 人事ですけれども、県職と民間企業あるいは大学等との人事交流の現状についてちょっと教えてください。

○城内人事課長 御質問は、大学、民間との人事交流ということでよろしゅうございますでしょうか。

○岩下栄一委員 両方たい。いろんなところから交流があるでしょう。

○城内人事課長 自治体間の人事交流。

○岩下栄一委員 民間企業との。

○城内人事課長 人事交流という点で申し上げますと、まず民間に関しましては、例えば金融機関のほうから、研修といいますか、そういう形で商工労働部のほうに来ている例かがございます。

それから、一時期民間への派遣研修というものも実施していた時期がございましたが、例えば令和3年度で申し上げると、民間への派遣の実績というのはございません。

大学に関しましては、一応大学院の研修という形で、例えば東大のほうに出していたりとか、そういった例はございます。

大学の事務局等との交流という点では、も

ともと県の機関でございますけれども、公立大学法人の熊本県立大学につきましては、本県のほうからも職員が出ておりますが、そのほかの事務局に関して、個別に出しているとか、そういう例はございません。

○岩下栄一委員 中央官庁から熊本には大分出向されているんですか。

○城内人事課長 はい。これはもうかなり歴史もございますけれども、例えば、現在で申し上げますと、副知事を筆頭に幹部職員も結構来ていただいておりますし、なかなか表には出てまいりませんが、例えば総務省から入庁したての職員が市町村課のほうに来ていただいているとか、そういう例もございます。

○岩下栄一委員 東京事務所から官庁に出向している人がいっぱいいるんでしょう。

○城内人事課長 中央省庁に本県のほうから派遣研修という形で出す場合には、所属を東京事務所という形にしておりますので、例えば総務省ですとか厚生労働省ですとか経済産業省、そういったところに派遣している職員については、一応東京事務所の所属という形になっております。

○岩下栄一委員 ありがとうございます。

違う価値観の世界と交流するというのは大変いいことだと思うんですね。人事交流の成果を上げていただくようお願いいたします。

もう1ついいですか。

23ページに有斐学舎の問題が出ておりますけれども、東京に学ぶ学生の中で、優秀な学生を受けてきてもう100年以上、有斐学舎の歴史がある。

それで、僅かな補助金が出ておりますけれ

ども、将来的にこの有斐学舎を建て替えたり、あるいは財団として大きく建て替えたりとか再編成するようなことは、そろそろ考えてもらっていいんじゃないかなと思うわけですよ。県政情報文書課か、将来的な見通しについて、もし何かあればお願いいたします。

○鉾本県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

有斐学舎の件につきまして、ただいま建物の今後の話とか財団法人の在り方という御質問をいただきました。

まず、建物そのものにつきましては、確かに現在の建物が建築されたのが昭和46年ということで、ちょうど50年ぐらい経過してかなり老朽化をしておるんですけども、その間に、例えば耐震化の工事とか、必要な整備を行っておりまして、この点法人にも確認しましたところ、今すぐに、例えば建て替えとかということまでは考えていないということでした。

ただ、おっしゃるとおり、このままの形という形にはいかないと思いますので、いずれは恐らく建物そのものの改修等の議論が起きてまいらると思うんですけども、それについては、また法人のほうからいろいろ御相談がありましたら、そのときの状況をお聞きして、また県として何ができるのかということとは、ちょっと法人の状況も聞きながら、考えてまいりたいと思っております。

それから、この法人については、今、公益財団法人肥後奨学会というところで運営をされておりますけれども、ちょっと法人そのものについても、特段今法人の、例えば運営形態とか、その辺りを変えたりという議論は今のところは聞いておりません。

これについても、また法人のほうからいろんな御相談とかありましたら、相談に応じながら、また県として考えられることは考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○岩下栄一委員 有斐学舎も男女共学になりました、心配する向きもあったけれども、非常にうまくって男女共学が定着して、それなりの教育的な効果も上がっているというふうに聞いておりますので、将来的にもこの有斐学舎の役割というものは大きいものがあると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

ちなみに、あんまり関係ないけれども、濱田大造元県議が有斐学舎出身ということで。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○高野洋介委員 5ページ、梅川課長だと思うんですが、税収が、今年度が1,460億、来年度が1,650億を想定されておられますが、これは200億ぐらい上がっていますよね。コロナ禍の中でそんな上がるのかなと思ってはいるんですが、それをちょっと、分析の結果とか、そういうのを少し教えてください。

○梅川財政課長 財政課でございます。

令和3年度と令和4年度当初予算同士を比較しますと、高野委員御指摘のとおり、かなり増えているようになっておりますが、実は、先日、先議で御審議いただきました2月補正予算におきましても、令和3年度に見込んでおりました税収が、当初は国の地財計画においても大幅に減る計画になっておりましたので、県の予算の段階でもかなり減るような積算をして組んでおりましたが、実際には令和2年度と比べてほぼ横ばいといえますか、令和3年度自体が当初予算の段階で見込んだ税収よりはかなり増えているような状況になっております。

したがって、令和4年度当初予算と前年度を比較すると、かなり税収が増えているような状況に見えますが、状況としては、令和2年度とほぼ同水準の税収で見込んでいるという状況でございます。

内容としましては、法人2税ですとか地方消費税などが令和3年度と比べると増えるような見込みをしております。

以上です。

○高野洋介委員 ということは、あまり熊本の景気とかそういうのは上昇してはいないということというふうに受け止めますが、仮に、2年度とあんまり変わらぬとおっしゃいましたが、これはコロナ禍の中でのこの状況ということは、飲食店だとか、サービス業だとか、観光業とか、そういうところが元の生活にまで戻れるか分かりませんが、仮にそういう状況になったとしたら、もっと数字的にはよくなるということで受け取っていいんですか。

○久保田税務課長 すみません。県税のことでございますので、私、税務課のほうから補足させていただきます。

今、財政課長からも、法人関係税が伸びているというふうに申しあげましたけれども、特に内容を見ていきますと、機械、電気関係、具体的に言いますと半導体関連産業、それがやっぱり本県のほうは以前からずっと集積しておりまして、その辺りが伸びている。もともと半導体関連企業が法人関係税に占める割合も大きかったものがさらに伸びておりますものですから、かなり令和3年度は、申し訳ございませんが、当初の見込みよりも大分伸びたということでございます、4年度につきましても、さらに同様の伸びを示すのではないかと考えております。

それからもう1つ、地方消費税も伸びておりまして、この辺りはやっぱり、いわゆる集

籠もり需要といいますか、その辺りがあって、当初見込んでいたよりも影響は少なかったというふうに考えております。

ですので、それ以外のレジャー関係、観光とかそういったところが伸びてくれば、それはやっぱりプラスの影響はあるというふうに期待を込めて考えております。

○高野洋介委員 ありがとうございます。恐らくそうじゃないかなというふうに思っています。

で、今の生活に慣れてしまう部分もみんなあるんですね。だから、結局店に行っても、8時、9時にはもう閉めるとか、もう最初から閉まっとる店とかありますよね。だから、これは、もう総務だけの問題じゃなくて、県庁全体として、いろいろ消費喚起をしたりとか——できるような状況になったらですよ。する必要もあると思いますので、それと別にまたTSMCのこともありますので、そこをしっかりと経済を分析しながら、やっぱり底上げしながら、ぜひ税収アップのためにみんなで力を合わせて頑張っていたくならんと思っております。

あと、もう1点いいですか。

消防保安課にお伺いしますが、先日、何かニュースでちらっと見ましたが、「ひばり」がどうのこうのというふうなニュースは見ましたが、よく分からぬ——よくニュースも見てないものですから、新聞もあんまり見てないものから分からないんですけども、もう少し状況を教えてください。

○佐崎消防保安課長 消防保安課でございます。

少し概要を御説明いたしますと、今週月曜日、7日の午前9時50分頃、「ひばり」が訓練のため滑走路に進入をしようとしたところ、既にその滑走路で崇城大学のセスナ機が訓練を行われていたと。管制官の指示に従

って滑走路への進入を行うんですけども、その管制官の指示を、待てという状況の指示があったにもかかわらず、「ひばり」のほうはその滑走路に進入してしまったと。

これは、航空法のほうで、1つの滑走路に同時に2機航空機が着陸していったら、それは重大インシデントになるというふうな規定がございまして、今回、それに当たるんじゃないかというふうなことで、こういった事態になっているという状況でございます。

今回のこういった事態が起こった原因としましては、パイロットのほうで管制官の指示を少し勘違いしたというふうなところもございまして。

ただ、具体的には、国交省の運輸安全委員会というところが、昨日、おととい、8日、9日で調査に入っております、そこでの調査結果を待つということにはなりますが、恐らくはこういったミスじゃないかというふうなところを、航空センターのほうも、それから運航会社である天草エアラインと一緒に分析して、それで今後こういったミスがないように、今、研修、それから訓練を一緒にやっていこうということで考えておるところです。

以上です。

○高野洋介委員 ありがとうございます。

恐らく、そのパイロットの方の心情は分かりませんが、物すごく落ち込まれている部分があると思います。不幸中の幸いですが、事故がなかったと、被害がなかったということは、それは不幸中の幸いということで、ある程度そこを教育の一環として前向きに捉えて、もう二度とそういうミスがないようにするとか、連携を図るとか、そういう今後生きるような在り方をぜひ、消防保安課の佐崎課長がどこまで言えるか分かりませんが、そこはしっかり、そういう思いで私は個人的にいますので、ぜひ精いっぱい、また今

後も県民のために頑張られるところでございますので、ぜひ励ましてもらってやっていただきますように要望しておきます。

以上です。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑はございますか。

○島田稔委員 当初予算資料の1ページ、2ページになると思いますが、財政課長にお尋ねしたいなと思っております。

令和4年度一般会計当初予算は、今回、県政史上初めて9,000億円を突破した。内容を吟味しますと、熊本地震や令和2年7月豪雨の関連費が前年度からずっと減少してきておいて、最近はコロナ関連がぼうんと増えてきた。いわば、県の予算編成の中で、非常時予算が熊本地震あるいは令和2年7月豪雨からシフトがもうコロナに移ってきたなという印象を持つとるわけなんですけど、当初予算のコロナ関連費で1,116億、予算全体のやっぱり1割強なんですわね。

コロナ対策については、国が補助金や交付金の大半を負担すると。ですから、県財政については限定的であると思うんですが、大体この1,116億円ぐらいの中で県が負担する分はどれくらいあるのかちょっとお尋ねしたいと思いますが、いいですか。

○梅川財政課長 財政課でございます。

今島田委員御指摘のとおり、令和4年度当初予算におきましては、新型コロナウイルス感染症への対応の予算として1,116億円を計上しております。

この財源の内訳を御説明いたしますと、国庫支出金が620億円、諸収入などその他の特定財源が473億円でございます、県の実負担といえますか、一般財源は23億円でございます。

この一般財源23億円のうち一部は、法律で

補助率が決まっている事業がございますので、その補助裏に相当する部分でございます。この分は、来年度、国から別途臨時交付金として交付されるため、実質的な県の負担はなくなるというものでございます。

また、23億円の一部については、県単独事業もございます。この県単独事業の一部につきましては、当初予算の段階では一般財源で対応しているものもございますけれども、今年度の国の経済対策で配分されました臨時交付金の一部を国において繰越しをさせていただいて、来年度の県事業に活用できるような措置をお願いしております。

したがいまして、最終的には、この臨時交付金も活用することによって、県の財政負担については最小化できるのではないかとというふうに考えております。したがいまして、新型コロナ対応に関しての県財政への影響は、極めて限定的だというふうに認識しております。

以上です。

○島田稔委員 ありがとうございます。

今回、そうしたら、3月8日でしたか、補正の追加がありました。財政課長からメールで来たんですが、一般財源を持っていくから、いわゆる財政調整用4基金、これは62億から54億になりますと。これは、今答弁にあったように、後々国から来るんだと。ということは、平成4年度当初予算を編成した後の県の財政の4つの基金については、62億という解釈でいいんですか。そこら辺がちょっと分からない。54億になるんですか。そこら辺がちょっと分からないものですから、教えてください。

○梅川財政課長 財政課でございます。

今島田委員御指摘のとおり、3月8日に追加提案させていただきました2月補正予算におきまして、総額約82億円の補正でございます。

すが、この中で約8億円の一般財源を活用しております。

2月補正予算の追加提案分で、一旦約8億円の一般財源を活用いたしますので、令和4年度当初予算編成後の財政調整用4基金の残高は、一旦当初見込んでいた62億円から54億円に減少することになります。

ただ、この追加提案の補正予算で活用した約8億円の一般財源につきましては、先ほどの説明と重複いたしますけれども、来年度に入りましてから国から別途臨時交付金として同額が措置されるということになっておりますので、今回の追加提案の補正予算に関しましては、実質的な県負担は生じないものと認識しております。

ただ、一時的に追加提案の補正予算と当初予算編成後の段階では、財政調整用4基金の残高は、一旦54億円という状態になります。

以上です。

○島田稔委員 分かりました。よく分かりました。

ただ、私も市議会に長くおって、例えば私の地元の荒尾市、5万3,000人。財政調整基金を現在38億円持っています。一方では、起債残高が177億円です、現在。そうすると、県の場合は、財政調整用基金が54億、そして、一方では県債残高が8,700億円ぐらいあるかなと思うんですが、だから、県の財政と市町村の財政は同じ物差しでは測られないところもあると思うんですが、ここら辺で私も12月に質問したときは、知事から、いわゆる4つの指標はクリアしておるというお話もありました。

大丈夫だろうとは思いますが、ちょっと数字的にどうなのかな、結局、仕事内容がやっぱり市町村と守備範囲が若干県は違うのかなとも思いますし、そこら辺が、まあ地方公共団体の類似都市で熊本県の財政がどういう位置にあるのか、何か分かればちょっと教え

ていただければありがたいなと思ってます。財政課長でいいですけど。

○梅川財政課長 財政課でございます。

本県の財政調整用4基金の残高につきましては、金額の規模感としましては、類似する他県と比べますと、やや、やっぱり少なめであるというふうには思っております。

ただ、これも財政運営上のそのバランスということになるかと思いますが、要は貯金することを優先し過ぎますと、必要な支出を辛抱しなければいけないというようなことにもなりますので、災害対応やコロナ対応も含めまして、県として必要な事業にはやっぱりちゅうちょなく取り組む必要があると思っておりますので、その辺は全体の歳入歳出の状態を見ながら、なおかつ財政調整用4基金の残高についても、蒲島知事4期目の任期中に80億円程度を確保するということを目標に現在財政運営をしておりますので、そういった方向で進めていきたいと考えております。

以上です。

○島田稔委員 分かりました。

県下市町村は、やっぱり財政調整基金を1億、2億積み上げるのに、相当な血と汗を出して頑張っておると。そういう意味では、一般財源が不足したときにはいつでも取崩しができるというメリットがあるので、やっぱり非常時に備えてできるだけ基金は積み上げようという努力をされておるのかなと思うんですが、いずれにしても今財政課長で大体意味は分かりましたので、県財政も健全化に向けて頑張っていたきたいなというふうに思っています、質問を終わります。

ありがとうございました。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えを行いますので、ここで5分間休憩いたします。

再開は、11時10分。

午前11時7分休憩

午前11時11分開議

○緒方勇二委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。質疑については、執行部の説明を求めた後に一括して受けたいと思います。

なお、執行部の説明は、効率よく進めるために、着座のまま、簡潔にお願いします。

それでは、担当課長から議案等について順次説明をお願いします。

○津川企画課長 企画課でございます。

42ページをお願いいたします。

上段の諸費について、説明欄の東京事務所費は、東京事務所の管理運営などに要する経費です。

次に、下段の計画調査費の1、開発促進費は、全国知事会への負担金や知事会の活動などに要する経費です。

2の企画推進費、(2)ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート事業は、若者の県内就職を後押しするため、企業と県が連携して奨学金返還に対する助成などを行う経費です。

(3)SDGs推進事業は、今年度から運用を開始したSDGs登録制度の運用などに要する経費です。

(4)スポーツ施設の在り方検討事業は、スポーツ施設の在り方を検討するため、施設の波及効果等の調査や県民的議論を深めるためのフォーラムの開催経費などです。

43ページをお願いいたします。

(5)企業版ふるさと納税マッチング促進事業は、企業版ふるさと納税を活用したさらなる歳入確保を図るための委託経費などです。

4の奨学金返還支援基金積立金は、2の企画推進費(2)で説明しました奨学金返還等サポート事業で、10年間にわたり企業と県で奨学金返還を支援するための経費を積み立てるものです。

5のふるさとくまもと応援寄附基金積立金は、企業版ふるさと納税の寄附を基金に積み立てるものです。

企画課は以上です。

○馬場統計調査課長 統計調査課です。

44ページをお願いいたします。

まず、中段の委託統計費についてです。

右側説明欄をお願いします。

これは、国から委託を受けて実施します統計調査で、1の家計調査など毎年実施します経常分と2の5年ごとに実施します周期分に要する経費でございます。

次に、下段の単県統計費についてです。

右側の説明欄をお願いします。

1と2は、推計人口調査など、県独自で行います統計調査です。

3の単県統計諸費は、統計刊行物の作成などに要する経費でございます。

統計調査課は以上です。

○小川地域振興課長 地域振興課でございます。

45ページをお願いいたします。

計画調査費につきまして、1の開発促進費について御説明いたします。

通常分の「環境首都」水俣・芦北地域創造事業につきましては、当地域において、環境負荷を低減しながら、地域経済の発展と産業基盤の強化を図る取組に対する支援に要する経費でございます。

次に、2の企画推進費について御説明いた

します。

通常分の(1)地域づくりチャレンジ推進事業につきましては、地域団体等による自主的な地域づくりの取組への支援などに要する経費でございます。

(2)の移住定住促進事業につきましては、移住相談窓口の設置やSNS等を活用した情報発信、市町村が行う住まいの確保の取組への支援など、移住、定住の促進に要する経費でございます。

次の(3)の特定地域づくり事業協同組合制度支援事業につきましては、同制度の活用促進に要する経費でございます。

(4)の水俣・芦北地域重点施策課題解決推進事業につきましては、第7次水俣・芦北地域振興計画における各市町の重点施策の課題解決への支援に要する経費でございます。

続きまして、7月豪雨分の地域づくりチャレンジ推進事業につきましては、地域団体等による豪雨からの復興に向けた地域づくりの取組への支援に要する経費でございます。

続いて、下の地震対応分、立野・黒川地区地域再生等支援事業につきましては、南阿蘇村の同地区におけるまちづくりの支援及び旧東海大学阿蘇校舎の用地活用に要する経費でございます。

続きまして、3番の特定地域振興対策費につきましては、過疎地域や離島など特定地域の振興対策に要する経費でございます。

最後に、4番の土地利用対策費につきましては、地価調査や土地取引の届出審査等に要する経費でございます。

地域振興課は以上になります。

○沖文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

47ページをお願いいたします。

計画調査費について説明いたします。

1、文化企画推進費の通常分でございますが、(1)世界文化遺産登録推進事業は、阿蘇

の世界遺産登録に向けた取組や万田坑、三角西港及び天草の崎津集落の適切な資産の保全と活用の推進に要する経費でございます。

(2)熊本県文化協会補助は、本県文化活動の中心的役割を担っております熊本県文化協会に対する助成でございます。

(3)くまもと国際音楽祭支援事業は、国際音楽祭を定着させるための支援を行う経費でございます。

(4)伝統文化等継承対策事業は、神楽や祭りといった伝統芸能の継承対策を行う市町村に対する助成でございます。

(5)博物館ネットワーク推進事業は、博物館ネットワーク構想に基づく資料、データベースの運営等に要する経費でございます。

次に、コロナ対策分としまして、(6)文化事業新型コロナウイルス対策支援事業は、感染症対策など新たな手法による県内の文化芸術活動に対する補助に要する経費でございます。

48ページをお願いします。

2の県立劇場費につきましては、(1)県立劇場施設整備費は、県立劇場保全計画に基づく改修工事等に要する経費でございます。

(2)県立劇場管理運営事業は、県立劇場の指定管理業務委託等に要する経費でございます。

49ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

県立劇場施設整備事業は、県立劇場保全計画に基づく改修工事として、令和5年度に自家発電設備や演劇ホールの舞台照明設備などの更新を行う予定であります。

これら令和5年度の工事につきましては、令和4年度に契約手続を行う必要があるため、債務負担行為の設定をお願いするものです。

文化企画・世界遺産推進課は以上です。

○清田交通政策課長 交通政策課でございます。

50ページをお願いいたします。

計画調査費について御説明いたします。

1の交通整備促進費の通常分としまして、(1)の肥薩おれんじ鉄道関連事業につきましては、同社の鉄道基盤の整備維持に対する補助等の経費でございます。

(2)の地域交通企画調整事業につきましては、地方バス等への支援、御所浦及び湯島の離島航路の利便性向上に要する経費等でございます。

1つ飛んで、地震対応分、(4)地域交通企画調整事業は、南阿蘇鉄道及び沿線地域の公共交通の維持、活性化に要する経費です。

次に、2の空港整備促進費でございます。

通常分としまして、(1)の阿蘇くまもと空港関連事業につきましては、空港の直轄事業や国際線振興協議会への負担金等でございます。

(2)の地域航空推進事業につきましては、天草エアラインの機材整備に対する補助金等でございます。

51ページをお願いいたします。

地震対応分として、(3)につきましては、阿蘇くまもと空港の創造的復興に向けた空港機能の強化やアクセス整備の検討等に要する経費でございます。

次に、企画施設災害復旧費につきましては、地震対応分として南阿蘇鉄道、7月豪雨分としてくま川鉄道、それぞれの災害復旧支援に要する経費でございます。

交通政策課は以上でございます。

○臼井情報政策課長 情報政策課でございます。

52ページをお願いします。

人事管理費でございますが、まず、コロナ対策分のICTを活用した働き方改革等推進事業は、コロナ対策として、オンライン会議やテレワークを行うための各種情報システムの利用等に要する経費でございます。

次に、通常分につきまして、(1)の電子計算管理運営事業は、基幹的なシステムなどで用いられるホストコンピューターという大型コンピューターの運用管理等に要する経費でございます。

(2)の庁内情報基盤管理運営事業と(3)の電子県庁構築事業は、パソコンのリースや基幹的な各種情報システムの運用管理等に要する経費でございます。

(4)の電子自治体推進事業は、県と市町村が共同で利用しているシステムの運用管理等に要する経費でございます。例えば、県民や事業者の方がオンラインで県に申請するための受付システムなどがございます。

(5)のICTを活用した働き方改革等推進事業については、RPAやAIなどICT技術を活用した業務効率化のための情報システムの運用管理等に要する経費でございます。

(6)の行政デジタル化推進事業は、市町村へのデジタル人材の派遣や研修あるいは県庁の行政手続をオンライン化するためのコンサル支援等に要する経費でございます。なお、令和7年度までに、県庁としましては、法令上の制約のないほぼ全ての行政手続をオンライン化することを目指して取り組んでおります。

(7)のくまもとDXグランドデザイン推進事業は、新規事業でございます。産学行政共通のDXに関する羅針盤として、2月に取りまとめたくまもとDXグランドデザインのビジョン実現のために実施する事業でございます。具体的には、グランドデザインの普及啓発、産学官のDXに対する機運醸成、意欲的なDXプロジェクトの組成、実施、人的ネットワークづくり等に要する経費でございます。

53ページをお願いします。

計画調査費でございますが、通常分の主な内容は、(1)の県総合行政ネットワーク管理運営事業は、県庁の行政ネットワークの運用

管理等に要する経費でございます。令和3年度に県庁の無線LAN化やネットワーク機器の更新が完了したため、前年度に比べ3億5,000万円余の減額となっています。

(2)の社会保障・税番号制度に係る共同システム整備事業につきましては、マイナンバー制度に係る情報システムの運用管理等に要する経費でございます。

情報政策課は以上です。

○福原政策監 球磨川流域復興局でございます。

54ページをお願いいたします。

計画調査費につきまして、いずれも7月豪雨分でございます。

1、企画推進費の球磨川流域復興局運営費は、復興局の運営費でございます。

2、川辺川総合対策費の五木村振興交付金交付事業は、ふるさと五木村づくり計画に基づき、村が実施されます事業に対して助成するものでございます。

3、五木村振興基金積立金は、村の振興を推進するための財源となります五木村振興基金に、元金2億円と基金の運用利息を積み立てるものでございます。

4、球磨川流域復興基金積立金は、球磨川流域復興基金の運用利息を積み立てるものでございます。

55ページをお願いいたします。

5、球磨川流域復興対策費の球磨川流域復興基金交付金は、球磨川流域復興基金を活用し、被災者の生活支援、地域コミュニティー施設の復旧など、市町村の取組への支援に要する経費でございます。

なお、先日、本会議で知事から答弁を申し上げました復興基金交付金のうち、住まいの安全確保支援事業につきましては、現在、市町村と意見交換を行うとともに、現地の再建状況を確認するなど、地域の実情の把握に努めております。引き続き、より実効性のある

制度となるよう取り組んでまいります。

球磨川流域復興局は以上でございます。

○永江会計課長 会計課でございます。

57ページをお願いいたします。

まず、上段の一般会計の2段目、会計管理費でございます。

右側説明欄(2)の総合財務会計システム管理事業は、現在稼働中のシステムの保守、管理等に要する経費でございます。

また、(6)の新総合財務会計システム構築事業は、令和8年度の稼働を目指して取り組んでおりますペーパーレスやキャッシュレス等に対応する新システムの構築について、基本設計に要する経費を計上しております。

3段目の利子につきましては、県の支払資金が一時的に不足したときに借り入れる一時借入金の利子でございます。

続きまして、下段の収入証紙特別会計でございますが、一般会計繰出金につきましては、証紙による手数料収入の一般会計への繰出金でございます。

会計課は以上でございます。

○枝國管理調達課長 管理調達課でございます。

58ページをお願いします。

会計管理費でございます。

説明欄にありますとおり、電子入札システム管理運営に係る事業費及び公契約に関する条例の制定と施行に向けた準備費用として、公契約条例制定検討事業費を計上しております。

公契約条例の制定については、後ほど御報告いたします。

59ページをお願いします。

債務負担行為の設定でございます。

全庁的に共通する県有施設等管理業務など3業務について、一括して御説明いたします。

今回は、令和4年度の年度途中から複数年にわたって契約を行うものにつき設定をお願いいたします。主に、各種システムの維持管理、事務機器のリース等に係るものでございます。

管理調達課は以上でございます。

○工藤公務員課長 人事委員会事務局でございます。

61ページをお願いいたします。

上段の委員会費につきましては、人事委員会委員の報酬及び人事委員会の運営に要する経費でございます。

下段の事務局費のうち、運営費につきましては、県職員等の採用試験に要する経費でございます。

(6)にあります「県庁のしごと」魅力発信事業費につきましては、県職員として有為な人材を確保するための広報活動に要する経費でございます。

人事委員会事務局からは以上でございます。

○伊津野監査監 監査委員事務局でございます。

62ページをお願いします。

上段の委員費につきましては、監査委員の報酬等に係る経費でございます。

下段の事務局費ですが、このうち右側の説明欄の2の運営費につきましては、事務局職員の活動費等に係る経費でございます。

監査委員事務局は以上です。

○横尾議会事務局次長 議会事務局でございます。

63ページをお願いいたします。

上段の議会費でございますが、定例会、委員会の費用弁償、政務活動費等に係る経費でございます。

下段の事務局費でございます。

2の運営費ですが、本会議、委員会の運営や議会棟庁舎管理等に関わる経費でございます。

2の(2)の維持修繕費には、休止していた議会棟内部改修工事の再開に伴う設計委託費をお願いしております。

議会事務局は以上でございます。

○緒方勇二委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案について質疑を受けたと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。

○松野明美委員 52ページの情報政策課、白井課長にお尋ねをいたします。

昨日の特別委員会のほうでも、デジタル化を活用しました熊本の魅力づくりについては、ものづくりとか観光とか教育とか防災の方向性は、少しだけですけども、御説明を受けたのですが、福祉分野ではどのようなことを考えていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

○白井情報政策課長 御指摘のその方向性というのは、この52ページの(7)くまもとDXグランドデザイン推進事業のこのグランドデザインの方向性のことかと存じます。

福祉分野としましては、格好よく言いまして、新たなヘルスケアシステムの構築ということを銘打っております、具体的には、健康福祉に関わる医療関係者や介護関係者、福祉関係者、行政、そういった方々が、デジタル技術で患者さんだったり、そういった県民の方々の情報を、個人情報に配慮した上で共有し、より魅力的な、あるいは効率的なサー

ビスを構築していきましょうということを大きな方向性としてうたっております。

○松野明美委員 分かりました。

ぜひ、障害者、例えば体の不自由な方、また難病の方に関して、最近非常に広がっているということを聞きますが、遠隔によります操作によって分身ロボットを活用しまして、例えば、体が全く動けないけれども、カフェの接客ができるとか、そういうようなことをよくお聞きするんですが、非常に非接触だけれども温かみがあるというようなお声もお聞きしますので、ぜひそういう遠隔操作によりますデジタル化の活用というのをどんどんこれから先は考えていっていただきたいなと思うんですが、その辺りのことをちょっとお聞かせください。

○臼井情報政策課長 このグランドデザインの中の具体的な書きぶりとしても、医療、介護、予防、生活支援に係るサービスの効率化によるサービスの担い手の負担軽減、サービスの質の向上ということで、少しまだ——今おっしゃったのはかなり最新のテクノロジーを使ったものですが、それだけじゃなく、電子カルテや介護ロボットなど、ICTロボット技術などを導入することでサービス担い手の負担軽減、サービスの質向上を図るとうたっております、この延長線上などの中に、今おっしゃったような、介護ロボット以外にもそういったテクノロジーを使ったものというのを、今後大きな方向性として検討していきたいというふうに思います。

以上になります。

○松野明美委員 よろしくお願いいたします。そういう技術がだんだんだんだんと進んできていまして、そういう難病だったりする方々が非常に生きがいができるというようなお声も最近ちょっと、県外ではありますが、

お聞きしたこともございましたので、ぜひよろしくお願いを申し上げます。

以上になります。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。

○岩下栄一委員 県立劇場について、一言言わないと収まりません。

施設整備費ですけれども、令和4年度は何か、施設整備は。中身は。

○沖文化企画・世界遺産推進課長 令和4年度に予定しております工事でございますけれども、令和4年度は、まず令和5年度に債務負担行為を49ページで設定しておりますけれども、令和5年度が大きな工事をするところで、令和4年度はその設計をすることとしております。予算、48ページに5,151万5,000円計上しておりますけれども、このうちの約2,300万を令和5年度の設計をするということであります。

それから、あと各種修繕ということで、残りの部分は、防煙、火災が起こったときに、煙があちこち行かないように自動的に垂れ壁が落ちてくるという施設があるんですけれども、これの更新を1,200万かけてすると。あと、空調の部品の交換時期に来ておりますので、この空調の部品の交換。それから、ピアノのオーバーホールをするということで、これらを合わせて2,900万ほど実施するという。トータルで、ここに挙げております5,100万ほどの令和4年度は工事をする、改修をする。設計も含めまして予算計上をしておるところであります。

○岩下栄一委員 ところで、令和3年度の県立劇場の利用実績といいますか、どんな感じだったんですか。

○沖文化企画・世界遺産推進課長 令和3年度は、令和2年度から引き続いておりますコロナの影響を大きく受けておりました、現在のところ、1月末現在のデータでございますけれども、入場者数が約17万5,000人でございます。これは、コロナの影響がなかった令和元年度の同月、1月末は46万8,000人ございましたので、コロナの影響がないときに比べると、37%、約6割以上の入場客の減少という状況でございます。

○岩下栄一委員 そういう中でも、県立劇場は黒字ということですね。あのサクラマチのホールに比べれば随分善戦しているなと思って、敬意を表する次第です。コロナがもうすぐ去りますので、コロナ後にますます県立劇場はニーズが高まって、熊本県文化の振興に役立っていけばいいなというふうな感想です。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○溝口幸治委員 2つあります。まず1つ目は、復興局の先ほどの、わざわざ福原政策監が最後に説明したように、市町村の意見を聴きながらという住まいの安全確保事業ですね。しっかり制度設計してほしいというのがお願いです。

普通こういう事業が出たら、ああ、ありがたいなあ、本当いい事業をつくってもらったなって大体なるんですけども、本当に今回は不安と大丈夫かなという気持ちが先行しているのが事実です。本会議でも申し上げたとおりです。

多分、制度の初めからの設計が非常に甘かったんじゃないかなと。まあ、いろいろ各部各課に聞いてみると、財政課あたりに聞いても、財政協議でも相当議論になったというふうに聞いています。

ただ、ここまで来て、予算も認める方向で我が会派も調整をしていますので、ここで否決というのはありませんが、やっぱり制度設計に当たっては、何度も言いますけれども、事業の目的だとか公平性の担保だとか、そういったものをしっかり最後詰めていただいて、事業の実施をぜひお願いしておきたいというふうに思います。

福原政策監からコメントがあればいただきたいと思います。

○福原政策監 事業の目的についてまずお答えいたします。

○溝口幸治委員 事業の目的じゃなくて、目的はもういいですので、今後の取組を。

○福原政策監 今、流域の首長さん、市長さん方にこの制度について再度御意見等をいただいております。

昨日、人吉市のほうに伺いましたけれども、たまたま急用で市長にはお会いできませんでしたが、ほかの市町村からは、同一市町村にとどまってもらいたいとかという意見も多い一方、市町村の人吉、球磨は運命共同体だというようなお話も伺いました。また、遡及するというのを考えておまして、この部分については多くの方が助かるのではないかとということと、それと既にもうリフォームとかに着手された方がいらっしゃると、そういうことに対しては、今後何らかの対策をすればちゃんと対象となるんだということをしっかり説明してほしいというようにお話を伺いました。

それと、制度設計につきましても、県として大きな基準や、また、例示を示していただいた上で、市町村の柔軟性なども取り入れてほしいというような様々な御意見をいただきました。

今後とも、よりよい制度となりますよう、

引き続き市町村としっかり情報交換をしながら取り組んでまいりたいと思っております。

○溝口幸治委員 次の質問に移ります。

これは議会事務局と情報政策課にも関わることかもしれませんが、今、例えば議会事務局の整備の状況なんですけど、この予算の中でどこかに入っていればいいんですけども、例えば、執行部が今紙でいろいろ情報は議会棟に持ってきて説明をしてくれますが、恐らく次の世代、前列の人よりももっと後ろの世代とかになってくると、タブレットとかパソコンを持ってきて、こうなっていますよみたいな、紙1枚の説明なんかありますが、ああいうのというのがやっぱり活用されてきたり、今でもメールで事前に送ってもらうことによって情報の共有が、昔に比べると早く情報の共有ができるわけですね。

こういったものは、多分このデジタル化で進んでいくんだろうと思いますが、議会事務局が入っている棟は、この熊本県総合行政ネットワークというのにつながっているけれども、例えば、執行部が議会棟に来て執務室で説明するときには、多分これにつながっていないので、いわゆるネットワークにつながっていない状態でやるんですね。ここも一緒ですよ、恐らく。

で、今後、タブレットとかパソコンとか、今日もそうですけれども、委員会は別に持ち込んでいけないという規定はないので、例えば、質問した内容とか事前に執行部から頂いたメールのデータとかというのはぱっと見れるわけですね、我々は。ところが、皆さん方は、各課各部を代表してここに来ているわけなので、後ろに控えている人はたくさんいるわけですね。

今後、気の利いた職員になると、ああ、課長がちょっと答弁大変そうだなとか、この質問は想定問答に入っていないからちょっと後ろからペーパーを差し上げたいなというとき

に、今からだとデータをさっそう、課長や担当の人のスマホやそういうのに送ったり、ネットワーク化しているとそういうことができ、我々の疑問や質問にも的確に答える環境がそろうと思います。

そういった意味では、議会棟の我々の議員のところだけがWi-Fiがつながっているんじゃないくて、本会議場のこういう委員会室も執務室も、全てにおいてきちっとしたネットワーク——行政職員はこの総合行政ネットワーク、そういうものが使える環境が整う、我々はWi-Fiでつながってきちっとそういうのができるという環境の整備が必要なんだと思いますけれども、これは議会棟なので議会事務局で整備する予算だと思うんですけども、そういった発想の下に今回の当初予算の中にそういうものが入っているのかちょっと……。

ひょっとしたら、これは議会事務局だけじゃなくて、行政の、何というかな、職員としての改修、大きな県庁全体の改修の中に入ってくるんだったら県行政かもしれませんが、その辺のちょっと区分けが分からないので、まずは議会事務局に。この予算の中に入っているのかどうか。

○横尾議会事務局次長 まず、予算の中に入っているかという話ですが、この予算の中には入っておりません。

確かに、先ほど言われたように、議会は議会だけでという話もあるんですけども、全体で整備していただくということで、Wi-Fiの環境も整備されるように聞いています。Wi-Fiの環境というか、我々がふだん使っている、執行部と一緒に使っている、あの、何といいますか——県職員で使う、ちょっと言い方があれなんですけれども、それは……。

○溝口幸治委員 課長、フォローをお願いし

ます。

○臼井情報政策課長 令和3年度に本庁を無線LAN化しましたが、併せて議会棟も無線LAN化しておりますので、この令和4年度からは、県庁職員がパソコンをここに持ってくれば、有線の線を引きなくてもパソコンから庁内の情報にアクセスできるという状況は整っております。

○溝口幸治委員 執務室とかも。あっちも大丈夫ということか。

○臼井情報政策課長 はい。執務室は大丈夫……。執務室というのは、県議の方の執務室ということですか。

○溝口幸治委員 はい。

○横尾議会事務局次長 県議の方の執務室は、そういう環境は整っていません。

○溝口幸治委員 だから、我々が座っているところじゃなくて、我々が説明を、レクを受ける、まあ委員長レクとかそういうこともやる部屋はどうなんですか。

○横尾議会事務局次長 そこもまだ整っていません。今話があったのは整っていませんけれども、別のWi-Fiはあります。

以上です。

○溝口幸治委員 Wi-Fiが飛んでいるのは分かるんだけど、だから県庁職員もきちっと我々と同じように県庁の武器が使えるように整備をしておく必要があるという、まあ、今お答えになっている皆さん方は、あまり必要性は感じられぬのかもしれませんが、もう学校で教育を受けた人がどんどん上がってくるわけですよ。1人1台、そういうの

にたけた人が。今はファイルでこうやって持ってきているけれども、多分そんな人はいなくなるんですよ。だから、そこに向けてきちっと整備をしていくことが必要なので、そういう予算要求はきちっと議会事務局から、まあ議会事務局に限らず、きちっとやって整備を進めてください。

以上です。

○高野洋介委員 それプラス、ある程度決まりとかもありますよね、パソコンの持込みが駄目とかスマートフォンの持込みが駄目とか。皆さん方からすると、決まっではないけど、何か自分たちがパソコンばいじっとしたら、こちらからどういうふうに思われているんじゃないかなとか、いろいろあると思うんですよ。

だから、そこは、どういう整理をするか——我々は信頼関係で成り立つ部分があるんじゃないですか。だから、パソコンでこうされとつても、ほかの仕事しよるとか、そういうのは思いませんので、どういう基準があつて、どういうことをクリアせなにかというの、整理は当然、設備投資と同時にそういう整理をして、もし議会事務局で、議運で決めなんことがあつたら議運で決めないかぬし、委員会で決めれる部分があつたら委員会で決めればいいし、そこの整理も併せてやってもらうようお願いいたします。要望でいいです。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、以上で質疑を終了します。

説明員入替えのため、5分間休憩します。

午前11時48分休憩

午前11時51分開議

○緒方勇二委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第40号、第43号、第50号、第53号、第60号から第64号、第76号及び第80号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第40号外10件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第40号外10件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が2件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います

それでは、順次報告をお願いします。

○有働政策監 球磨川流域復興局でございます。

右上に報告資料①と記載してあります資料をお願いいたします。

本件については、総務常任委員会のほか、建設常任委員会においても同様に御報告させていただいています。

球磨川水系に係る河川整備計画等について、11月定例会の総務常任委員会において報告しました以降の状況について御報告いたします。

1の河川整備計画について、1つ目の丸ですが、令和3年12月17日に球磨川水系の河川整備基本方針が変更されました。

次の丸ですが、現在、河川整備計画の策定に向けて学識者懇談会を開催しているところです。これまで3回、国と合同で開催しています。

その下の箱囲みの中に、2月17日開催の第3回懇談会の主な議事内容を記載しています。

この懇談会では、1つ目の四角の河川整備計画原案に盛り込むべき河川整備の考え方や、その下の河川整備計画に位置づける国、県の整備メニューについて説明を行いました。

また、3つ目の四角になりますが、流水型ダムの代替案比較については、流水型ダムを含む河川整備計画メニュー案と3つの代替案を7つの評価軸で比較評価され、流水型ダム案が最も適切であるとの評価結果となりました。

なお、委員からは、これらの内容に対する異論はありませんでした。

箱囲みの下の丸に記載しておりますとおり、今後は関係住民の皆様から御意見を聴取し、河川整備計画の案を作成し、その後関係首長の御意見をお聞きし、河川整備計画を策定する予定です。

次に、2の流水型ダムに係る環境アセスメントについて御報告いたします。

昨日、第3回流水型ダム環境保全対策検討委員会が開催されました。

委員会では、環境影響評価法の配慮書に相当する環境配慮レポートの修正案や令和4年度に実施予定の環境調査等について議論が行われました。

資料には記載しておりませんが、環境配慮レポートの修正案が了承されたほか、委員から、流水型ダムに加え、河道掘削の環境影響の検討などに関する助言がありました。

今後は、国において、環境配慮レポートについて、住民、関係行政機関、関係大臣の意見聴取が行われる予定です。

説明は以上です。

○枝國管理調達課長 管理調達課でございます。

報告資料の②をお願いいたします。

熊本県公契約に関する条例(仮称)の制定についてでございます。

1 ページをお願いいたします。

まず、公契約及び公契約条例とはどのようなものかについて御説明いたします。

一般に公契約とは、地方公共団体が締結する売買、賃借、請負その他の契約で、その目的たる給付に対して対価の支払いをすべきもの、また、公契約条例とは、公契約に関する基本事項や取組、公契約を通じた施策の推進等について規定するものとされております。

ちなみに、全国では、既に9つの県で条例が制定されております。

2 番目の検討状況、今年度の検討状況でございます。

今年度、有識者や関係団体の代表から成る公契約に関する条例検討委員会を立ち上げ、このほど条例(素案)を取りまとめていただきました。

それでは、条例(素案)について御説明申し上げます。

3 の条例(素案)のポイントでございますが、まず第1のポイントは、理念型であるということでございます。

公契約条例には、いわゆる賃金条項型と言われるものと理念型がございますが、条例(素案)は理念型としてございます。

ちなみに、既に条例を制定している9県について、いずれも理念型でございます。

2 番目としまして、条例(素案)は、目的、基本理念、責務、推進体制等の事項で構成されてございます。

3 番目でございます。持続可能な社会の実現に向け、県と事業者との協働に関する規定を特別に設けてございます。これは、他県にない独自のものとございます。

2 ページを御覧ください。

条例(素案)の概要をお示ししております。

特に、中段でございます基本理念の③④及び右側やや下ほどにございます事業者等との協力、このところが他県の条例にない特徴的な規定や文言となっております。

1 ページにお戻りいただきまして、4 番目の今後のスケジュールでございます。

来年度、パブリックコメントを実施し、県議会9月定例会の条例案上程、それから条例施行につきましては、令和5年4月を予定しております。

以上、御報告でございます。

○緒方勇二委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○緒方勇二委員長 なければ、以上で質疑を終了いたします。

次に、その他に入ります。

まず、12月の委員会において取りまとめを御一任いただきました令和3年度総務常任委員会における取組の成果について、お手元に配付のとおり、案を作成しましたので、御説明します。

この常任委員会における取組の成果は、今年度の当委員会の審議の中で、委員から提起された要望、提案等の中から取組が進んだ主な項目を取り上げ、3月に県議会のホームページで公表するものです。

項目の選定等について、副委員長及び執行部と協議し、当委員会として9項目の取組を挙げた案を作成いたしました。

ここに挙げた項目は、いずれも委員会審議

により、取組が進んだあるいは課題解決に向けての検討や調査が動き出したようなものを選定しております。

もちろん、この項目以外の提起された課題や要望等についても、執行部で調査、検討等を行っていただいておりますが、これらの項目を特に具体的な取組が進んでいるとして取り上げました。

それでは、この案につきまして、何か御意見はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 それでは、この案でホームページへ掲載したいと思っております。

なお、掲載までに、簡易な文言の修正や最新データへの時点修正等がありましたら、委員長に一任いただけますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、委員の皆様から、その他で何かありましたら質問をお受けしますが、出席職員を限定しておりますので、この場でお答えできない内容については、後日回答させていただきます。

それでは、委員から何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情書等が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

これをもって第11回総務常任委員会を閉会いたします。

午後0時1分閉会

○緒方勇二委員長 なお、本年3月末をもって退職される方が、本日7名出席されております。7名の方々に、一言ずつ御挨拶をいただければと思っておりますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 それでは、お1人ずつ、一言ずつでも結構ですので、お聞かせいただければと思います。

（白石総務部長、村上理事～伊津野監査監の順に退任挨拶）

○緒方勇二委員長 ありがとうございます。

なお、今年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、西山副委員長をはじめ委員の皆様方に御協力をいただき、委員会の活動を進めてまいりましたが、御協力により熱心な御審議をいただき、誠にありがとうございました。

また、執行部の皆様方、熊本地震、そして豪雨、復興業務に追われる中、そしてコロナウイルスへの対応、本当に多忙を極める中であって、真摯に対応いただき、御答弁いただき、誠にありがとうございました。

また、先ほど、3月をもって御勇退される皆様方、長きにわたり県政の上に、誠にありがとうございました。

どうぞ、今後は、市井にあって、県政発展の上に御尽力を引き続き賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、委員並びに執行部の皆様方のますますの御活躍を祈念申し上げ、簡単でございますが、御挨拶を申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

次に、西山副委員長からも一言御挨拶をお願いします。

○西山宗孝副委員長 副委員長の西山でございます。

1年間、委員の皆様には大変御指導いただきまして、誠にありがとうございました。

執行部におかれましては、真摯な御対応をいただきまして、ありがとうございました。

まだまだ熊本地震からの復興、豪雨からの

復興、そしてコロナ感染と課題山積でございますけれども、この委員会で議論されましたことを十二分に反映しながら、今後も引き続き皆さんと協力して一生懸命対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後になりましたけれども、先ほど御挨拶されました御退職される皆様、大変御苦労さまでございました。引き続き御活躍をお祈り申し上げます。簡単でございますけれども、御挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○緒方勇二委員長 以上で終了いたします。

皆様、大変お疲れでございました。

午後0時10分

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

総務常任委員会委員長